

口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について

〔 22消安第3232号平成22年7月1日
農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知 〕

1. 汚染物品等の具体的な処理方法

(1) 固形の家畜排せつ物

作業・運搬中のウイルスの飛散リスクを軽減するために、シートで被覆するなどの飛散防止措置を施した上で農場内で一定期間（疑似患畜が確認された農場については最低42日間、ワクチン接種家畜農場については最低7日間）経過させること。切り返し、たい肥センターへの運搬等はその後に行い、中心温度が60℃以上になるようにたい肥化処理を行うこと。

なお、たい肥センター等へ運搬する場合には、密閉型コンテナの利用、シート等による荷台の被覆により、飼料、家畜排せつ物等の漏えいがないようにすること。

(2) スラリー

- ① 可能な場合は固液分離を行い、固体については(1)により処理を行い、液体については(3)により処理すること。
- ② 固液分離を行わない場合には、pH値が5以下になるよう、クエン酸を攪拌しながら添加すること。ただし、大量の石灰が投入されること等により、既にpH値が相当程度高くなっている場合には、水酸化ナトリウム粒の投入等によりpH値を11以上に上昇させることにより処理することを認めるものとする。（この場合、ナトリウムの添加については農作物の種類によっては施肥に適さなくなるとともに、多量の石灰の混入はスラリーを固化させるおそれがあることに留意する必要がある。）。

開放型の施設で曝気する場合はシートで被覆するなど適切な飛散防止措置を行うこと。

(3) 汚水

- ① 浄化処理を行う場合は、放流前に塩酸等でpH値を5以下に一度下げ、その

後水酸化ナトリウム等で中和しpH値を5.8～8.6の間に戻すこと等により消毒してから放流すること。なお、開放型の施設の場合、シートで被覆するなど適切に飛散防止措置を行うこと。汚泥については(1)により処理すること。

② 浄化処理を行わず、ほ場散布を行う場合には、(2)の②により処理すること。

(4) 飼料

① 原則として、畜舎内に置かれている飼料は、家畜排せつ物等と混合し(1)により発酵消毒するか、焼却又は埋却すること。

② 飼料庫等畜舎以外の場所に置かれている飼料

ア 粗飼料

外気と直接触れている露出部分に0.4%クエン酸を散布すること。その際は、露出している表面積1㎡*あたり250mlをむらのないよう散布し、試験紙により表面のpH値が5以下となっていることを確認すること。この際、石灰、アルカリ製剤等との中和反応や水濡れによる腐敗に注意すること。

※ 円筒型240kgの乾草ロールであれば、通常直径120cm、高さ120cm程度。したがって、上・底面の円形部は各約1.1㎡、側面部は4.7㎡。積み上げられている場合は、目視で概ね露出している部分の割合から必要面積を概算する（例えば、ロール4本を床面に2×2列に並べている場合には、各ロールの底面全てと、側面の1/4が露出していないので、表面積は(1.1㎡×4)+(4.7㎡×3/4×4)≒18.5㎡)

イ サイレージ

密封後2～3週間が経過すれば、通常はpH値が4.2以下に低下することから、露出している表面部分を除去し、さらに外面を消毒すること。また、ラップサイレージ等の未開封の密閉済サイレージについては、破損がないことを確認の上、外面を消毒すること。

ウ 濃厚飼料

密封されている場合は、外面を消毒すること。(この際、水濡れによる腐敗

に注意すること。)。また、畜舎から閉鎖的に隔離されている状態の濃厚飼料は、外面（サイロの外側等）を消毒すること。

(5) 敷料

畜舎内に置かれていた敷料については、原則として、家畜排せつ物等と混合し(1)により発酵消毒するか、石灰と混合の上焼却又は埋却すること。畜舎以外の場所に置かれていた敷料については、露出している部分に石灰を散布すること。

2. 汚染物品処理に関する問い合わせ窓口の開設

宮崎県は、国と協力して、家畜防疫、家畜排せつ物の処理、飼料等の専門家からなる相談チームを設置するとともに、相談窓口を開設し、生産者からの問い合わせに応じ、汚染物品等の処理方法について1. に掲げた措置をとることが困難な場合における対応等について、助言を行うこと。

3. 家畜再導入後の体制整備

1. 掲げた措置を講じることにより、再導入後の家畜への感染リスクは極めて小さくなると考えられるが、家畜の再導入に当たっては、家畜防疫員等による臨床検査など別に農林水産省消費安全局動物衛生課長が定める方法により、異常畜の有無を確認すること。